

富山市入札公告第 6 3 号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成 2 3 年富山市入札公告第 1 3 0 号）による。

令和 4 年 7 月 4 日

富山市長 藤 井 裕 久

工 事 名		下新北町公園再整備工事
工 事 場 所		富山市下新北町地内
工 事 完 成 期 限		令和 5 年 1 月 2 7 日
工 事 概 要		公園再整備 N = 1 式（2 連ブランコ、滑り台、雲梯、シェルター、ダスト舗装）
予 定 価 格		3 4 , 3 3 0 , 0 0 0 円 （消費税及び地方消費税額を含まない。）
審 査 基 準 日		入札参加資格の審査は、令和 4 年 7 月 1 5 日時点の事実をもって行うものとする。
入 札 参 加 資 格	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 種	造園
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された造園工事の総合点数が 9 1 0 点以上であること。
	施 工 実 績	平成 1 9 年 4 月 1 日以降に官公庁等発注の造園工事の元請として、この工事の予定価格の 3 割以上の金額の施工実績があること。
	配置技術者	1 2 級造園施工管理技士と同等以上の資格を有する者（以下「2 級造園施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が 3 , 5 0 0 万円以上となる場合は、専任で配置することとし、そ

		の配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。 2 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。
	調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者	1 契約金額が3,500万円未満の場合 2 級造園施工管理技士等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。 2 契約金額が3,500万円以上の場合 2 級造園施工管理技士等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。
入札及び契約 を担当する課	富山市財務部契約課	
契約条項等の 閲覧期間	令和4年7月4日から同月15日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	
設計図書に対	令和4年7月4日から同月11日まで	

する質問期間	
質問に対する 回答期限	令和４年７月１３日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の 受付締切日時	令和４年７月１５日午後５時００分
開札日時及び 場所	令和４年７月１９日午前１０時３０分から 富山市役所東館４階入札室
調査基準価格	有（失格基準を適用する。）
工事代金 支払条件	前金払 有 部分払 有